令和5年度山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県の教育旅行入込を拡大させるべく、山形県内で宿泊を伴う 修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等(学校行事の一環として 行われるもので、これに準じるものを含む。以下「教育旅行」という。)を催行する 旅行事業者等に対して、予算の範囲内において交付する助成金について必要な事項 を定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、山形県外(ただし、日本国内に限る。以下同じ。)から山形県内教育旅行を企画・販売する旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく旅行事業者、または、旅行全般の安全管理、行程管理を行う者とし、海外教育旅行においては、日本国外から山形県内への教育旅行を企画、販売する旅行事業者、または、旅行全般の安全管理、行程管理を行う者とする。

(助成金の交付要件)

- 第3条 山形県教育旅行誘致協議会は、次の各号に掲げる要件を満たした旅行事業者 等に助成金を交付する。
 - (1) 国内教育旅行における助成金の交付要件は次のとおりとする。
 - ア 山形県外を発地とし、山形県内での宿泊を伴う教育旅行であること。
 - イ 教育旅行の催行日及び山形県内の宿泊日が、令和5年4月1日から令和6年 3月31日までの期間に含まれていること。
 - (2) 海外教育旅行における助成金の交付要件は次のとおりとする。
 - ア 日本国外を発地とし、山形県内での宿泊を伴う教育旅行であること。
 - イ 教育旅行の催行日及び山形県内の宿泊日が、令和5年4月1日から令和6年 3月31日までの期間に含まれていること。
 - (3) その他、山形県教育旅行誘致協議会長(以下「会長」という。)が特に認める教育旅行であること。

(助成金の交付額)

- 第4条 助成金の交付額は、別表のとおりとする。
- 2 助成金の交付額は、1旅行事業者等あたり原則として2,500,000円を上限とする。

(交付申請)

- 第5条 助成金の交付申請については以下とする。
 - (1) 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書(国内教育旅行)(様式第1号の1)又は山形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書(海外教育旅行)(様式第1号の2)並びに必要と認める書類を会長に提出しなければならない。
 - (2) 申請方法については電子申請(E-mail)による申請とし、受付は先着順とする。 E-mail での申請が難しい場合のみ郵送や持参での申請も受付けるものとする。 (次条以降に当要綱で定める各様式の取扱いも同様とする)

(交付決定)

第6条 会長は前条の交付申請書を審査し適当と認めたときは、交付すべき助成金の 額を山形県教育旅行誘致促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者 に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、交付決定された事業の内容においての学校名、出発日、山形県内 宿泊市町村の変更又は事業を中止する場合は、速やかに山形県教育旅行誘致促進助 成金変更交付(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければ ならない。

(実績報告書の提出)

第8条 申請者は、山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書(国内教育旅行)(様式第4号の1)又は山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書(海外教育旅行)(様式第1号の2)及び宿泊証明書(様式第5号)を教育旅行が完了した日から30日を経過した日又は令和6年4月5日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 会長は、前条の報告書及び宿泊証明書を審査し、その実績が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、山形県教育旅行誘致促進助成金交付額確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第10条 会長は、助成額を確定したときは速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の経理等)

第11条 申請者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を5年間 保存しなければならない。 (助成金の取消し等)

第12条 申請者が、この要綱に違反したとき又は申請書等の提出書類に虚偽を記載 し不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、決定した助成金の全部又は 一部を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付の打ち切り)

第13条 助成金の交付額が予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

124	
国 内教育旅行	実際に催行された教育旅行に対し、 貸切バス1台(20人以上利用)あたり40,000円を 基本額とし、1団体あたり300,000円を上限とする。 併せて、生徒1人あたり2,000円を助成する。 ただし、1企画の交付総額は500,000円を上限とする。
海 外教育旅行	実際に催行された教育旅行に対し、 貸切バス1台(15人以上利用)あたり40,000円を 基本額とし、1団体あたり300,000円を上限とする。 併せて、生徒1人あたり1泊につき1,000円を助成す る。 ただし、1企画の交付総額は500,000円を上限とす る。

山形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書(国内教育旅行)

年	月	
/ 		H

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

申請者
会 社 名
(学校名)
代表者名
担当者名
住 所
電 話 ()
FAX ()
E-mail

山形県教育旅行誘致促進助成金について、山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

記

- 1 申請内容
 - (1) 学校名
 - (2) 出発都道府県
 - (3) 出発日 年 月 日
 - (4)貸切バス台数 台
 - (5) 生徒数
 - (6) 山形県内宿泊市町村
- 2 添付資料
 - 旅行行程表

※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること

名

山形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書(海外教育旅行)

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

申請者
会 社 名
(学校名)
代表者名
担当者名
住 所
電 話 ()
FAX ()
E-mail

山形県教育旅行誘致促進助成金について、山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

- 1 申請内容
 - (1) 学校名
 - (2) 出発日 年 月 日
 - (3)貸切バス台数 台
 - (4) 生徒数 名
 - (5) 山形県内宿泊市町村
- 2 添付資料
 - (1)旅行行程表(公益社団法人山形県観光物産協会の検認を受けたもの) ※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること
 - (2) 旅行事業者適格に関する次の書類
 - ① 商業登記簿
 - ② 旅行業登録証の写し
 - ③ 納税証明書
 - ④ 申請前5年以内に旅行事業に関し不正な行為をしていないことの証明 ※上記に代え、公益社団法人山形県観光物産協会が認証する書類を充て ることができる。

山形県教育旅行誘致促進助成金交付決定通知書

年 月 日

様

山形県教育旅行誘致協議会長

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次のとおり交付すること に決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
 - (1) 教育旅行が催行され、交付要綱の交付要件を満たすこと。
 - (2) 事業の内容を変更又は中止する場合、速やかに助成金変更交付(中止) 申請書(様式第3号)を提出すること。
 - (3) 催行後は次の書類を山形県教育旅行誘致協議会長あてに提出すること。
 - · 実績報告書 (様式第4号)
 - ・ツアーの最終行程表
 - ·宿泊証明書 (様式第5号)

山形県教育旅行誘致促進助成金変更交付(中止)申請書

年	月	
≁		H

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

申請者
 会 社 名
 (学校名)
 代表者名
 担当者名
 住 所
 電 話 ()
 FAX ()
 E-mail

年 月 日付けで助成決定のあった標記助成金について、下記の通り事業の 内容を変更(中止)し、申請します。

- 1 変更(中止)の理由
- 2 変更(中止)の内容
- 3 添付資料
 - ・旅行行程表 ※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること

山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書(国内教育旅行)

年 月 日

1

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

会 社 名(学校名)代表者名

年 月 日付けで助成決定通知を受けた教育旅行を実施したので、山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱第8条により、次のとおり事業実績を報告します。

記

- 1 送客実績
 - (1) 学校名
 - (2) 出発都道府県
 - (3) 出発日年 月 日(4) 運行バス台数台
 - (5) 実施人数 名
- 2 助成金振込先

金融機関名		銀行・信金・ 信組・農協・ 労金・他			Ž	尼店
口座種別	普通 • 当座	口座番号				
口座名義人	(フリガナ)		 	 	 	

- 3 添付書類
 - (1) ツアーの最終行程表

※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること

(2) 宿泊証明書(様式第5号)

発行責任者及び文書作成者				
発行責任者	氏名:	TEL:		
文書作成者	氏名:	TEL:		

※発行責任者とは代表取締役、支店長など社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書(海外教育旅行)

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

会 社 名 (学校名) 代表者名

年 月 日付けで助成決定通知を受けた教育旅行を実施したので、山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱第8条により、次のとおり事業実績を報告します。

記

- 1 送客実績
 - (1) 学校名

(2) 出発日 年 月 日

(3) 運行バス台数 台

(4) 実施人数 名

(様式第4号の2)

2 助成金振込先

(1) 国内金融機関の場合

		銀行・信金・				
金融機関名		信組・農協・				支店
		労金・他				
口座種別	普通 • 当座	口座番号			-	
	(フリガナ)					
口座名義人						

(2) 外国送金の場合

支払銀行	支払銀行・支店名(PAYING BANK & BRANCH)			
(PAYING BANK)				
SWIFT CODE	国名			
SWIFT CODE	(COUNTRY)			
口座番号				
(A/C No.)				
	受取人英文氏名・英文住所 (BENEFICIARY'S NAME & ADDRESS)			
受 取 人	(NAME)			
(BENEFICIARY)	(ADDRESS)			

3 添付書類

(1) ツアーの最終行程表

※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること

(2) 宿泊証明書(様式第5号)

発行責任者及び	文書作成者	
発行責任者	氏名:	TEL:
文書作成者	氏名:	TEL:

※発行責任者とは代表取締役、支店長など社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

宿泊証明書

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

下記団体は、当施設に宿泊したことを証明いたします。

記

- 1 当施設宿泊団体
 - (1) 学校名
 - (2) 宿泊生徒数 名
 - (3) 宿泊年月日 年 月 日より

年 月 日まで

宿泊施設名

山形県教育旅行誘致促進助成金交付額確定通知書

年.	月	Н
	Л	-

様

山形県教育旅行誘致協議会長

年 月 日付けで実績報告のあった助成金については、次のとおり額を確定したので通知します。

確	定	額	 円	